

## 加須市と一般社団法人埼玉レディースベースボールとの連携協定書

加須市（以下「甲」という。）と加須市を活動拠点とする埼玉西武ライオンズ・レディースの運営母体である一般社団法人埼玉レディースベースボール（以下「乙」という。）は、「スポーツ元気都市」の実現に向け、相互の連携協力による地域活性化とスポーツ振興の取組を推進するため、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、女子野球を基軸として、双方の資源とスポーツの持つ多様な力を最大限に活かし、元気で活力あるまちづくりを推進することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を行うものとする。

- （1）甲は、乙の事務所を提供すること。
- （2）甲は、埼玉西武ライオンズ・レディースの練習場等を提供すること。
- （3）甲は、埼玉西武ライオンズ・レディースの積極的な広報活動を行うこと。
- （4）甲は、加須市をあげて埼玉西武ライオンズ・レディースを応援する機運の醸成を図ること。
- （5）乙は、甲のイベント等への埼玉西武ライオンズ・レディース選手等を派遣すること。
- （6）乙は、埼玉西武ライオンズ・レディース試合会場等で加須市のPRを行うこと。
- （7）甲及び乙は、埼玉西武ライオンズ・レディースによる野球教室等による地域スポーツの振興を図ること。
- （8）乙は、加須市の地域活性化及び行政施策の推進に協力すること。
- （9）その他前条の目的を達成するために両者が必要と認めること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容については、甲乙合意の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙が特段の申出を行わないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、それ以後もまた同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年7月16日

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1  
甲 加須市

加須市長

埼玉県加須市下三俣590番地  
乙 一般社団法人埼玉レディースベースボール

代表理事